

\*\*\*\*\*

令和元年度

# 第2回川口市青少年問題協議会

\*\*\*\*\*

大人が変われば

子どもも変わる

令和2年1月21日（火） 午前10時

川口市役所 第二庁舎 地階 会議室

# 次 第

## 1 開 会

## 2 議 事

ページ

### (1) 協議事項

青少年育成に関する事業の現状と今後の方向性について

- ・ 第5次川口市総合計画の位置づけ…………… 2
- ・ 事業の概要と課題…………… 3
- ・ 青少年体験活動事業の詳細について…………… 6

### (2) 報告事項

「平成30年度いじめから子どもを守る委員会活動状況報告書」

について…………… 12

- (3) その他…………… 12

## 3 閉 会

川口市青少年問題協議会概要

|         |                                                  |                |         |
|---------|--------------------------------------------------|----------------|---------|
| 設置根拠法令等 | 地方青少年問題協議会法・川口市青少年問題協議会条例                        |                |         |
| 設置年月日   | 昭和30年4月1日                                        |                |         |
| 所掌事務    | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 |                |         |
| 委員数・任期  | 15人・2年（任期:令和元年6月1日～令和3年5月31日）                    |                |         |
| 委員の氏名   | 氏名 <small>※敬称略</small>                           | 備考             |         |
|         | 齋野 祐子                                            | 公募市民           | 市民      |
|         | 高橋 陽子                                            | 公募市民           |         |
|         | 小野寺 秀明                                           | 川口市青少年団体連絡協議会  | 青少年関係団体 |
|         | 富田 政弘                                            | 川口市少年軟式野球連盟    |         |
|         | 亀田 照美                                            | 川口市青少年育成推進員協議会 |         |
|         | 田中 隆行                                            | 川口機械工業協同組合     |         |
|         | 赤地 久美                                            | 川口市民生委員児童委員協議会 |         |
|         | 豊嶋 伸次                                            | 川口市PTA連合会      |         |
|         | 渡辺 光子                                            | 川口地区保護司会       |         |
|         | 二瓶 亮                                             | 川口商工会議所青年部     |         |
|         | 菊地 美代子                                           | 川口商工会議所女性会     |         |
|         | 竹村 久                                             | 川口警察署生活安全課     |         |
|         | 田中 崇                                             | 武南警察署生活安全課     |         |
|         | 大山 孝一                                            | 中学校長会          | 知識経験者   |
| 板橋 利行   | 小学校長会                                            |                |         |

## (1) 協議事項

### 青少年育成に関する事業の現状と今後の方向性について

---

#### ◆第5次川口市総合計画の位置づけ

《めざす姿》 「Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

《施 策》 「2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」

#### 【基本方針】

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていく。

《単位施策》 「① 学校の教育力向上」

「② 地域の教育力・健全育成活動の充実」

《単位施策と主な取り組み》

#### ② 地域の教育力・健全育成活動の充実

- 1 子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。
- 2 子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。
- 3 学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。
- 4 困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

## ◆事業の概要と課題（令和元年度実施及び実施予定分）

### 単位施策と主な取り組み ②-1

子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。

#### 1 子ども自然体験村

【概要】 野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの共同生活の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的とし、実施するもの。

【実績】 令和元年7月21日～23日／小平の里（群馬県みどり市）

参加者 小中学生40人

【課題】 リーダーとなる若手キャンプ指導者の確保、現場における安全性の更なる確保

#### 2 通学合宿

【概要】 親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的として実施するもの。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すもの。

【実績】 令和元年 9月25日～28日／横曽根公民館 参加者23人

令和元年10月16日～19日／前川公民館 参加者20人

参加対象者 小学4年生～6年生

【課題】 生活指導者の確保、実施可能な地域や学校に制限（入浴施設等の減少）

#### 3 川口市七つの祝い

【概要】 来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するもの。

【実績】 令和元年10月14日／グリーンセンター 参加幼児 316人

【課題】 参加者増加に向けたPR方法等

#### 4 親と子の音楽会

【概要】 親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的とし、実施するもの。

【予定】 令和2年2月23日／川口総合文化センターリリア

【課題】 同一事業を長年実施していることによる新規性の乏しさ

## 単位施策と主な取り組み ②-2

子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。

### 1 青少年指導者養成講習会

【概要】 青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るもの。

【実績】 青年ボランティア養成講習会

|      |        |           |        |
|------|--------|-----------|--------|
| 令和元年 | 6月 2日  | ／グリーンセンター | 参加者19人 |
|      | 10月14日 | ／グリーンセンター | 参加者14人 |
|      | 12月 8日 | ／南平公民館    | 参加者30人 |

【課題】 青少年のリーダーとしての内面的な意識の向上、事業の定着及び周知

## 単位施策と主な取り組み ②-3

学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。

### 1 青少年非行防止キャンペーン

【概要】 青少年の非行防止の啓発のため、駅頭でキャンペーンを実施するもの。

【実績】 令和元年 7月 3日／川口駅頭 参加者64人  
7月11日／蕨駅頭 参加者13人  
11月14日／東川口駅頭 参加者64人

【課題】 啓発活動への参加者が減少傾向、活動の時間と場所が限定的

### 2 愛のひと声・あいさつ運動

【概要】 青少年の犯罪や非行を防止し、健全に育成するため、地域で見守り、あいさつを交わす習慣をつくる運動を実施するもの。

【実績】 実施団体 120団体 参加者 67,508人  
延べ活動日数 11,494日

【課題】 実施団体への事業の趣旨等の周知、より一層の参加者の確保

### 3 おかめ市街頭補導

【概要】 青少年を犯罪や非行、事故等から守るため、毎年12月に開催されるおかめ市周辺のパトロール及び補導活動を実施するもの。

【実績】 令和元年12月15日／川口神社 補導参加者69人  
12月19日／飯塚氷川神社 補導参加者14人  
12月22日／鳩ヶ谷氷川神社 補導参加者76人

【課題】 関係団体、関係機関との更なる協力・連携

#### 4 明るい街づくり運動推進大会

【概要】 青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取り組みの一層の進展を期するもの。

【予定】 令和2年3月7日／川口総合文化センターリリア

【課題】 地域における健全育成活動の活性化

#### 5 小・中学生作文コンクール

【概要】 小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的とし、実施するもの。

【課題】 応募学校の偏り、応募作品数・応募校数ともに減少傾向

### 単位施策と主な取り組み ②-4

困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

#### 1 いじめ防止推進事業

【概要】 平成29年4月に施行された「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に対応して、必要な調査及び調整を行う。

【課題】 学校現場での初期対応の充実、保護者への説明や対応等の充実、本委員会のいじめ相談窓口の周知

◆青少年体験活動事業の詳細について

1 子ども自然体験村（令和元年度結果）

(1) 趣 旨

親元を離れての野外生活を通して、自然の雄大さ、美しさ、厳しさなどに触れ、感動や驚きを覚え、自然や環境への理解を深めるとともに、異なる年齢の人々との交流により、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心をはぐくむ。

(2) 事業実施スケジュール

- ①周 知 5月中旬、市内小学5，6年生、中学1～3年生全員にチラシ配布  
広報かわぐち6月号掲載、川口市HP掲載
- ②募集期間 5月27日（月）～6月13日（木）  
※定員を超えた場合は抽選とする。
- ③公開抽選会 6月17日（月）9時30分～ 第二庁舎地下会議室
- ④事前研修会 6月30日（日）10時～12時 上青木公民館体育ホール
- ⑤実施期間 7月21日（日）～7月23日（火）2泊3日

(3) 場 所

小平の里（群馬県みどり市大間々町小平445）

(4) 参加者の募集

募集の対象 市内在住又は在学の小学校5，6年生及び中学生  
40人（男子20人、女子20人）

募集状況

|       |   | 電子 | F A X | 電話 | 計  |
|-------|---|----|-------|----|----|
| 小学5年生 | 男 | 36 | 0     | 3  | 39 |
|       | 女 | 33 | 0     | 0  | 33 |
| 小学6年生 | 男 | 22 | 0     | 0  | 22 |
|       | 女 | 29 | 0     | 1  | 30 |
| 中学1年生 | 男 | 4  | 0     | 1  | 5  |
|       | 女 | 2  | 0     | 0  | 2  |
| 中学2年生 | 男 | 0  | 0     | 1  | 1  |
|       | 女 | 2  | 0     | 1  | 3  |
| 中学3年生 | 男 | 0  | 0     | 0  | 0  |
|       | 女 | 1  | 0     | 0  | 1  |
| 計     | 男 | 62 | 0     | 5  | 67 |
|       | 女 | 67 | 0     | 2  | 69 |

計 136名

(5) 参加費

一人 10,000円

(6) 指導者の募集

キャンプ期間中に参加者の管理・指導等を行うキャンプリーダーを、川口市内の青少年団体である、ボーイスカウトみなみ地区川口支部、ガールスカウト埼玉県第50団、川口市青少年相談員、川口市子ども会連絡協議会あてにキャンプリーダーの派遣依頼を出し、全部で12名募集した。

キャンプ期間中に随行する看護師も募集した。

(7) 参考

事業実施の変遷

昭和57年～ 栃木県塩谷町「喜多見キャンプ場」にて実施

平成10年～ 長野県信濃町「黒姫青年の家スポーツ場」に場所を移し実施

平成21年～ 埼玉県秩父市「青少年総合野外活動センター」に場所を移し実施

平成28年～ 群馬県みどり市「小平の里」に場所を移し実施

事業費

| 年度     | 歳出         | 歳入       |
|--------|------------|----------|
| 平成30年度 | 1,164,906円 | 400,000円 |
| 令和元年度  | 1,118,810円 | 400,000円 |

※歳入は参加費 10,000円/1人

子ども自然体験村記録写真



BBQ



テント設営



飯ごう炊さん



マスの掴み取り



キャンプファイアー



弓矢体験

## 2 通学合宿（令和元年度結果）

### （1）趣 旨

子どもたちが親元から離れて共同生活をしながら通学することにより、家庭の大切さを理解するとともに、年齢の異なる子ども同士のふれあいや、大人とのコミュニケーションの中から、人間関係を深めることにより、「生きる力」をはぐくむ。

また、この体験を通じて、子どもたちが自分の住む地域に誇りと愛着をもてるように、地域の大人たちが連携することにより、地域づくりにもつなげていく。

### （2）事業実施スケジュール

|         | ①横曽根公民館                                 | ②前川公民館                   |
|---------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 会 場 決 定 | 5月中に会場候補の公民館並びに学区となる小学校と協議し決定。          |                          |
| 周 知     | 公民館報8月号掲載・川口市HP掲載<br>該当小学校4～6年生全員にチラシ配布 |                          |
| 募 集 期 間 | 8月26日（月）～9月10日（火）※定員を超えた場合抽選            |                          |
| 公開抽選会   | なし                                      | 9月12日（木）10時～             |
| 事前研修会   | 9月16日（月・祝）10時～                          | 10月6日（日）10時～             |
| 実 施 期 間 | 9月25日（水）<br>～28日（土）3泊4日                 | 10月16日（水）<br>～19日（土）3泊4日 |

- （3）場 所 ①川口市立横曽根公民館（川口市仲町10-16）  
②川口市立前川公民館（川口市本前川1-4-1）

### （4）参加者の募集状況

#### ・募集の対象

#### ① 横曽根公民館地区通学合宿

横曽根公民館地区もしくは西川口公民館地区内在住で仲町小学校、飯仲小学校、原町小学校4～6年生20人。

※仲町小学校の6年生は学校行事と重なったことから募集なし。

| 申込状況 | 4年生 |   | 5年生 |   | 6年生 |   | 計  |
|------|-----|---|-----|---|-----|---|----|
|      | 男   | 女 | 男   | 女 | 男   | 女 |    |
| 仲町小  | 2   | 5 | 2   | 3 | —   | — | 12 |
| 飯仲小  | 1   | 2 | 0   | 4 | 0   | 0 | 7  |
| 原町小  | 0   | 0 | 0   | 4 | 0   | 0 | 4  |

男子5名 女子18名 計23名

② 前川公民館地区通学合宿

前川公民館地区内在住で前川小学校、前川東小学校4～6年生20人

| 申込状況 | 4年生 |   | 5年生 |    | 6年生 |   | 計  |
|------|-----|---|-----|----|-----|---|----|
|      | 男   | 女 | 男   | 女  | 男   | 女 |    |
| 前川小  | 2   | 7 | 4   | 10 | 0   | 1 | 24 |
| 前川東小 | 2   | 2 | 3   | 2  | 2   | 5 | 16 |

男子13名 女子27名 計40名

(5) 参加費

一人 3,000円

(6) 参考

事業実施の変遷

平成12年

内閣総理大臣私的諮問機関「教育改革国民会議」は、「教育を変える17の提案」を報告し、「青少年の共同生活などによる奉仕活動を行う」として提言の実現を求めた。

平成13年

文部科学省において国庫補助事業として「地域ふれあい交流事業」を盛り込み、市町村等に交流モデル事業として通学合宿や子どもと高齢者の交流活動を実施するものとした。

これらの流れを汲み、川口市青少年問題協議会会議において、長期体験型の新規事業について展開意見があり、実施に向け検討研究を開始した。

平成14年

中央公民館と青少年会館の2ヶ所にて通学合宿事業を実施した。以降、各年度2ヶ所の公民館にて実施している。

事業費

| 年度     | 歳出       | 歳入       |
|--------|----------|----------|
| 平成30年度 | 611,375円 | 84,000円  |
| 令和元年度  | 526,602円 | 129,000円 |

※歳入は参加費3,000円/1人

通学合宿記録写真



開校式



買い物



食事作り



食事



掃除



発表会

(2) 報告事項

「平成30年度いじめから子どもを守る委員会活動状況  
報告書」について

(3) その他

(設 置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (略)

○川口市青少年問題協議会条例

昭和53年3月30日

条例第58号

改正 昭和55年6月27日条例第18号

平成12年6月29日条例第42号

平成26年3月20日条例第4号

平成27年3月11日条例第21号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平成12条例42・一部改正）

(委員)

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

（平成26条例4・追加）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成26条例4・旧第2条繰下）

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（平成26条例4・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成26条例4・追加)

(関係者の出席及び資料の提出)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成26条例4・旧第5条繰下・一部改正)

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(平成26条例4・追加)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成26条例4・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(昭和55条例18・一部改正、平成26条例4・旧第7条繰下、平成27条例21・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

(平成12条例42・一部改正、平成26条例4・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 川口市青少年問題協議会設置条例(昭和35年条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和55年6月27日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)

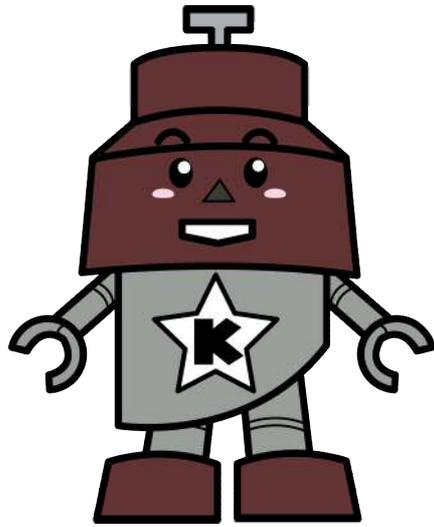
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第1条の規定により設置された川口市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会長である者及び協議会の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定により選任され、又は同条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。





川口市マスコット  
「きゅぽらん」